

坂監報告 6 第 4 号
令和 6 年 8 月 22 日

坂出市長 有 福 哲 二 殿

坂出市監査委員 稲 田 茂 樹
坂出市監査委員 山 条 真 嗣

資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 8 月 6 日付けで審査に付された令和 5 年度決算により算定した資金不足比率を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和5年度決算により算定した資金不足比率

対象となる公営企業会計

①病院事業会計

②下水道事業会計

③坂出港港湾整備事業特別会計

2 審査の期間

令和6年8月6日から同年8月21日まで

3 審査の方法

審査に付された資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎資料」という）が適正に作成されているか確認し、また担当課より説明を求めて審査を実施した。

第2 審査の結果

1 資金不足比率の総括

審査に付された資金不足比率並びに算定基礎資料は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査に付された資金不足比率は以下のとおりである。

公営企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
①病 院 事 業 会 計	—	20.0%
②下 水 道 事 業 会 計	—	
③坂出港港湾整備事業特別会計	—	

（注）資金不足比率について、比率が算定されない（資金不足がない）場合は「—」を記載とする。

2 資金不足比率の個別事項

算 定 式

$$\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} \times 100 = \text{資金不足比率}$$

(注)「資金不足比率」0(ゼロ)および△(負の値)表示は、資金不足が生じていない財政状況を示す。

①病院事業会計

$$\frac{\triangle 7,371,983 \text{ 千円}}{6,711,799 \text{ 千円}} \times 100 = \triangle 109.8 \%$$

※小数点第2位以下切り捨て

資金不足額は生じていない。

②下水道事業会計

$$\frac{\triangle 41,710 \text{ 千円}}{471,142 \text{ 千円}} \times 100 = \triangle 8.8 \%$$

※小数点第2位以下切り捨て

資金不足額は生じていない。

③坂出港港湾整備事業特別会計

$$\frac{\triangle 156,206 \text{ 千円}}{25,470 \text{ 千円}} \times 100 = \triangle 613.2 \%$$

※小数点第2位以下切り捨て

資金不足額は生じていない。

第3 意 見

本年度は、全ての公営企業会計において、資金不足額は生じていない。